


(介護予防) 短期入所生活介護

重要事項説明書

 社会福祉法人
翠生会 特別養護老人ホーム

音羽台レジデンス

(介護予防) 短期入所生活介護「音羽台レジデンス」 重要事項説明書
(令和3年4月1日 現在)

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な短期入所生活介護を提供する事により、要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 施設の内容

(1) 提供できるサービスの地域

施設の名称	特別養護老人ホーム「音羽台レジデンス」短期入所生活介護
指定番号	
所在地	東京都板橋区成増四丁目3番1号
管理者氏名	西山 正徳
電話・FAX	03-3939-0200 03-3939-0344
サービスを提供する地域	原則として東京都板橋区

(2) 施設の従業者体制

指定基準を遵守しています。(全ての職種・員数とも特別養護老人ホーム「音羽台レジデンス」の従業者と兼務)

職種	職務内容	員数
		配置基準
管理者	業務の一元的な管理	1人
医師	健康管理及び療養上の指導	1人以上
生活相談員	生活相談及び指導	1人
介護支援専門員	施設サービス計画の作成、運用	
介護職員	介護業務	34人以上
看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	3人以上
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	1人以上
管理栄養士 栄養士	食事の献立作成、食材等の発注、栄養計算、栄養指導等	1人以上
調理員	献立に従った調理、配膳	必要な人数

(3) 設備の概要

定員 7名

- ① 居室 短期専用個室7室及び空床
利用者の居室は、全室個室で、トイレ・洗面台を備え、備品としてベッド・枕元灯・ロッカー等があります。
他、本体の特別養護老人ホームに空床があり、当該空床の利用が可能な場合は、短期入所サービス及び介護予防短期入所サービスに利用できるものとします。
- ② 食堂 12室
利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。
- ③ 浴室 15室
浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けます。
- ④ 機能訓練室 3室

フロアー毎に、利用者が使用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

- ⑤ その他の設備
設備としてその他に、医務室・洗濯室・汚物処理室・介護材料質・調理室・相談室・介護職員室等を設けます。

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

- ① (介護予防) 短期入所生活介護計画の立案
利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、(介護予防) 短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。(介護予防) 短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。
- ② 食事
食事は利用者の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理します。
- ③ 入浴
週に最低2回入浴していただけます。体調不良等を理由に実施しない場合は、実施日の変更もしくは清拭等の他の方法にて実施いたします。

(介護予防) 短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助
- ・体位交換、シーツ交換、日常生活上の世話等

- ④ 機能訓練
日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。
- ⑤ 生活相談
生活相談員をはじめ従業員が、日常生活に関する事等の相談に応じます。
- ⑥ 健康管理
利用期間中の医療機関の受診は、基本にご家族に対応いただきます。

(2) その他のサービス

- ① 理美容
理美容の機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合、ご希望の方は申し出ください。料金は別表のとおりです。
- ② 所持品の管理
保管できるスペースに限りがございますので、事前のご連絡をお願いいたします。
- ③ レクリエーション
年間を通じて事業所内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途材料費等がかかる場合がございます。

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

介護報酬告示額

- (1) 基本料金 別表のとおり
(2) 加算料金等 別表のとおり

その他の費用

- (1) 食事の提供に要する費用 別表のとおり
(2) 滞在に要する費用 別表のとおり
(3) 理美容代 別表のとおり
(4) その他の費用 別表のとおり

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用者又はその家族は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。
- ② 利用者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③ 事業内での金銭及び食べ物のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④ 従業者に対する贈り物や飲食のおもてなしは、お受けできません。

6. 非常災害対策（感染症対策を含む）

施設では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめBCP（事業継続計画）、防災計画を作成します。防災計画に基づき、年2回以上の消火、避難その他訓練（入所者及び従業者が参加）を地域住民の参加を得て実施します。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 事故防止に関する対策

事故の発生又は再発を防止するために、担当者及び事故対策委員会を設置し、指針の整備、改善策を従業員に周知徹底する体制の整備、研修（年2回以上）を定期的実施いたします。

10・利用者の尊厳

入所者の人権の擁護、虐待の防止のために、高齢者権利擁護委員会を設置し、担当者を配置し定期的に開催し、その結果について従業員への周知のほか、指針の整備、研修を実施します。

11. 身体拘束の禁止

入所者の身体拘束の適正化のために、身体拘束適正化委員会を設置し、担当者を配置し定期的に開催し、その結果について従業員への周知のほか、指針の整備、研修を実施します。

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 感染症に関する対策

入所者の感染症の発生及び蔓延を防止するために、感染対策委員会を設置し、担当者を配置し定期的に開催し、その結果について従業員への周知のほか、指針の整備、研修（年2回以上）、訓練を実施します。

13. 認知症への対応力向上に向けた取り組み

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現するために、介護に直接かかわる職員のうち医療・福祉の資格を有さないものについては、入職から1年以内に認知症介護基礎研修を修了します。

14. 看取り援助の提供

当施設は、老人基本法理念、介護保険法理念、法人理念に基づき、入居者一人ひとりの人権を遵守するため、看取り援助委員会を設置し「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(H30年3月 厚生労働省)に沿った、「看取り援助指針」を整備し看取り援助を提供します。

看取り援助委員会を定期的に開催し、その結果について従業員への周知のほか、研修を実施します。

15. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

① 担当者：生活相談員

受付時間：月～金 8：30～17：30

電話：03-3939-0200 (代表)

03-3939-9466 (相談室)

② 苦情解決責任者：音羽台レンジデンス 施設長 西山 正徳

③ 苦情解決第三者委員会：法人評議員 加藤 あけみ 牧 詔市

公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

東京国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 11階 東京都国民健康保険団体連合会 TEL03-6238-0177
板橋区介護保険苦情・相談室	〒173-8501 東京都板橋区板橋 2-66-1 板橋区役所 健康生きがい部 介護保険課 TEL03-3579-2079
板橋区保健福祉オンブズマン	〒173-0015 東京都板橋区栄町 36-1-3F グリーンホール TEL 03-3579-2891

16. 協力医療機関等

事業者は、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

・名称 成増厚生病院

・住所 東京都板橋区三園一丁目19番1号

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、契約時に確認致しました連絡先に連絡します。

17. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

18. 福祉サービス 第三者による評価の実施

質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、構成・中立な第三者が専門的・客観的な立場から評価を行う仕組みが、福祉第三者評価です。

評価の結果は、社会福祉法人 全国社会福祉協議会のホームページにて確認できます。

第三者による評価の実施	1 あり	結果の開示	1 あり 2 <input type="checkbox"/> なし
	2 <input type="checkbox"/> なし		

(介護予防) 短期入所生活介護サービスの開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

<事業者>

(所在地) 東京都板橋区成増4丁目33番1号
(名称) 特別養護老人ホーム「音羽台レジデンス」短期入所生活介護
(指定番号 1371906361)

(代表者) 社会福祉法人 翠生会

理事長 新貝 憲利

(説明者) 生活相談員 池野 操

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護サービスについての重要事項の説明を受け同意しました。

<利用者>

住所

氏名

<利用者代理人>

住所

氏名 (続柄)